1．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として期間進行基準を採用しております。

ただし、特殊要因運営費交付金については費用進行基準を採用し、また一定の基幹運営費交付金（機能強化経費）については文部科学省の指定に従い業務達成基準を採用しております。

また、国立大学法人大阪大学業務達成基準取扱要領に基づき総長の承認を得たプロジェクト事業については、業務達成基準を採用しております。

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～50年
建物附属設備	3～18年
構築物	3～75年
工具、器具及び備品	2～20年

受託研究収入等により購入した償却資産については、当該資産を直接研究に使用する期間を耐用年数としております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除却費用等（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3．徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別の債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

4．賞与引当金及び見積額の計上基準

①　運営費交付金により財源措置がなされる教職員に対しては、賞与引当金を計上しておりません。

②　運営費交付金により財源措置がなされない教職員に対しては、当該教職員に対する支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を賞与引当金として計上しております。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

5．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

①　退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされる教職員に対しては、退職給付に係る引当金を計上しておりません。

②　退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされない教職員に対しては、当該教職員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額に基づき、退職給付引当金を計上しております。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第87第4項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

6．環境対策引当金の計上基準

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処理が義務付けられているＰＣＢ廃棄物の処理に要する費用見込額のうち、運営費交付金措置見込額を控除した額を計上しております。

7．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

⑵　関係会社株式

移動平均法による原価法（持分相当額が下落した場合は、持分相当額）を採用しております。

⑶　その他の関係会社有価証券

時価のない株式については、移動平均法による原価法（持分相当額が下落した場合は、持分相当額）を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

⑷　その他有価証券

時価のない株式については、移動平均法による原価法（持分相当額が下落した場合は、持分相当額）を採用しております。

8．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　評価基準

低価法を採用しております。

⑵　評価方法

移動平均法を採用しております。ただし、医薬品及び診療材料については、当分の間、最終仕入原価法により行っております。

9．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

10．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国有財産等の無償使用の機会費用の計上方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

新発10年国債の決算日における利回りを参考に0.065％により計算しております。

11．リース取引の会計処理

リース料総額が3百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

また、リース期間の中途において契約を解除できないオペレーティング・リース取引の未経過リース料は以下のとおりです。

貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料	1百万円
貸借対照表日後一年以内を超えるリース期間に係る未経過リース料	0百万円

12．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

13．財務諸表（附属明細書を除く）の表示単位

財務諸表は、百万円未満切捨てにより作成しております。